

さくらんぼ品種転換緊急促進事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

収穫時期の集中を避けるため、栽培面積全体の約7割を占める「佐藤錦」から晩生種等への改植に対する支援を行います。

3 利用対象者

農業協同組合、青果物卸売業者、農業者・農業法人が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件

- ① 改植本数が1取組主体（農業者又は農業法人）につき3本以上であること
- ② 取組主体ごとに改植計画及び植栽図を提出すること
- ③ 令和7年3月末までに植栽を完了すること
- ④ 植栽から4年以内に改植前の「佐藤錦」を伐採すること
- ⑤ 重複する国又は県の補助事業を活用していないこと

(2) 対象経費

「佐藤錦」から晩生種等（※）への改植に要する経費

※ 「佐藤錦」と収穫時期を分散できる以下6品種

やまがた紅王（山形C12号）、紅秀峰、紅てまり、大将錦、紅さやか、紅ゆたか

(3) 補助率

定額 [2,000円/本]

5 募集期間

- (1) 募集期間：令和6年10月～令和7年3月
- (1) 募集期間：（予算額に達した時点で受付を終了させていただきます）
- (2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部園芸大国推進課
- (3) 申込み先：JA、出荷団体等

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当（係）名：果樹振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2453